

## 用排水路・河川落差解消支援事業実施要領

平成29年3月31日 農整第949号

令和5年1月4日 農整第845号

### 第1 趣旨

河川と水田をつなぐ農業用の用排水路の多くは、多様な生物が生息し、自然豊かな環境となっているが、水路等に生じている落差により、魚類等の面的生息環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できることから、清流を支える森・川・海のつながりを保全し、生物の多様性を守るため、河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取組みについて支援を行う。

### 第2 事業の実施

用排水路・河川落差解消支援事業の実施については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### 第3 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 農業用の用排水路等にある落差（段差）を解消するための整備、及び、それに付帯する生態系に配慮した周辺整備

### 第4 実施要件

事業の実施に当たっては、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 整備する施設を含む路線全体の全面改修でないこと。
- (2) 事前に実施する魚類生息調査等により、周辺に魚類等の生息が確認でき、事業を実施することで、生息域の拡大が期待できる路線であること。
- (3) 事業の実施に当たり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること。
- (4) 事業完了後の施設の維持管理の継続が確実に実施されること。

### 第5 実施方法

事業主体は、市町村、又は土地改良区等とし、事業主体が実施する整備費用等に

対して補助を申請し、県は予算の範囲内で補助する。補助率は、補助対象経費の10/100とするが、1施設当たり5,000千円を上限とする。

#### 第6 対象経費

本事業の対象経費は、工事請負費、測量試験費、補償費とする。

#### 第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として単年度とする。

#### 第8 事業の採択及び通知等

本事業の採択及び通知等は以下のとおりとする。

- 1 事業を実施しようとする団体は、事業採択申請書（別紙様式1）及び地区概要書（別紙様式2）を知事に提出する。
- 2 知事は、提出された事業実施計画書を審査し、事業の実施が適当であると認めた場合は、事業採択承認（別紙様式3）により事業主体へ通知するとともに、事業の実施箇所を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）へ通知し予算を配分するものとする。

#### 第9 補助金の交付申請

事業実施主体は、第8の2の事業実施承認の通知を受けたら、すみやかに要綱第4条に基づく補助金の交付申請書を事業実施箇所を所管する所長に提出するものとする。

なお、添付書類は事業実施計画書（別紙様式2）とし、事業実施承認を受けた内容とする。

#### 第10 事業計画の変更

年度途中において、事業計画を変更（軽微な変更を除く。）、追加又は廃止する必要が生じたときは、以下のとおり事業計画を変更するものとする。

- 1 事業実施主体は、実施を決定された本事業について、事業計画の変更を行うときは、知事へ事業実施変更計画書を提出（農林事務所経由）し、承認を受けなければならない。
- 2 事業計画の変更が必要となる変更は、以下のとおりとする。
  - (1) 補助金の額の増
  - (2) 事業内容の著しい変更

#### 第11 実績報告

事業実施主体は、要綱第8条の規定による実績報告書を作成し、所長に提出するもの

とする。なお、添付書類は事業完了地区調書（別紙様式4）とし、事業の実績内容とする。

#### 第12 広報の実施

事業実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するなど、事業の実施場所周辺の住民等に対して周知に努めるものとする。

#### 第13 事後評価への協力

事業実施後に、県において、効果検証のため、整備箇所周辺で魚類の生息調査等を実施する場合は、場所の提供等に協力するものとする。

#### 第14 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年度予算に係るものから適用する。
- 1 この要領は、平成29年3月31日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和5年1月4日から適用する。